

保護司のなり手不足について考える

開倫塾

塾長 林 明夫

林塾長： おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。

12月も半ばとなり、暮れもだいぶ押し迫ってきました。風邪など引かず、お元気に過ごしていただきたいと思います。

さて、今日の「開倫塾の時間」では、前々回、前回に引き続き、法務省の宇都宮保護観察所所長の調子康弘先生と宇都宮保護区保護司会会長の下妻久男先生からお話を伺います。調子先生、保護司のなり手が少ないとお聞きしましたが、少し詳しく教えていただけますか。

調子先生： はい。初回でお話しましたように、保護観察という制度の中では、地域のボランティアである保護司さんが大変重要な役割を担っております。ところが、先日も報道がありましたように、最近はなり手不足で困っております。栃木県内ではとうとう9割を切り、中でも宇都宮市は7割台で最も低くなっております。

保護司さんに行っていただくことは、罪を犯した人の立ち直りを助けることで、誰にでもできるというものではありません。ただ、保護観察の仕組みがよくわからないという理由から、保護司さんになることを躊躇される方もいらっしゃると思います。まずは保護観察の制度や保護司の制度についてしっかりとご理解いただきたいと、常日頃から考えております。

林塾長： 下妻先生からも、今のお話に付け加えていただけますか。

下妻先生： はい。調子先生からお話がありましたように、宇都宮保護司会は定員を割っている現状でございます。全国には886の保護司会がありますが、200以上のところで欠員が非常に増えているというのが実情です。宇都宮市も同じような状況ですので、このような機会を通してたくさんの方に保護司について知っていただき、その上でなってもらえるとありがたいと思います。

保護司の仕事は決して危険な内容ではなく、やりがいのあるボランティアだと思っております。しかし、残念ながら保護司の数は年々減ってきています。そこで、私たち保護司の活動に共感していただける方は、ぜひ一緒に活動していただければと存じます。よろしく願いいたします。

林塾長： 下妻先生にお伺いします。保護司になるには何か条件がありますか。年齢の条件などがありましたら、教えていただきたいと思います。

下妻先生： はい。保護司になる条件はいろいろございますが、基本的には情熱があり、信頼がかけ、人の面倒を見るのが大好きという方、特に健康で時間に余裕のある方でございます。年齢的には、原則として 66 歳までしか任官できません。その年齢前の若い方々には是非活動していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

林塾長： 調子先生はいかがですか。

調子先生： はい。従来は、保護司さんは罪を犯した人、刑務所から出てきた人を自宅に受け入れて面接をしてきました。その点でなかなか家族の理解が得られず、なり手不足の問題が生じています。

そこで、私どもではその問題を少しでも改善できるように、更生保護サポートセンターというものを作りました。これは各市内、保護区内にあり、保護司さんの集まる場所です。そこで面接も行えるようにすると、自宅で面接を行う負担が少しでも軽減できるのではないかとということで、そのような取り組みをさせていただいています。

林塾長： そうなのですね。面接は、平均すると 1 か月に何回ぐらい行われるのでしょうか。

調子先生： 保護観察を受けている人でいいますと、一人でだいたい 2 回が標準です。

林塾長： 1 回の面接時間は、普通はどのくらいですか。

調子先生： 人によって様々です。30 分ぐらいの人もいれば、積もる話があって 1 時間あるいは 1 時間半もいろいろな思いを語る人もいます。

林塾長： そうなのですね。すると、保護司さんになるには人の話を聞くことが上手だということが大事なのでしょうかね。

調子先生： はい。保護観察をきちんとやっていくためには、保護司さんと保護観察を受けている人との信頼関係がとても重要です。保護観察を受けている人はいろいろな問題や悩みを抱えていますので、それらが受け止められて、この人なら何でも話せるなという関係になるのが大切ではないかと思っております。

林塾長： 保護司の方にお世話になれる期間は決まっているのでしょうか。

調子先生： はい。保護観察期間は決まっております。刑務所を仮釈放になった人は、仮釈放になった日から刑期が終わるまでです。例えば、懲役 3 年の人が 2 年半で出てきますと、残り半年が保護観察期間となります。保護司さんは、その半年間に毎月面接を行うことになっております。

林塾長： よくわかりました。では、下妻先生にも一言お願いいたします。

下妻先生： はい。先程お話ししましたように、保護司のなり手はなかなかいません。このような機会に保護司について理解していただき、たくさんの方々に我々の仲間になっていただければありがたいです。今回はこのような機会をいただき、本当にありがとうございます。

林塾長： お役に立つことができれば何よりです。ところで、保護司さんになるのに適した年齢はありますか。

下妻先生： 保護司の平均年齢は 60 歳ぐらいですので、その前後ではないかと思います。ただ、その人の意欲次第で、個人差があることをご理解いただければありがたいと思います。

林塾長： それでは 40 歳、50 歳ぐらいの若い方でもよろしいのですか。

調子先生： はい。年齢の制限はありません。しかし、保護観察を受けている人は、働いていたり、いろいろなプログラムを受けたりしていて時間に限りがあります。ですから、保護司さんは、健康であることと共に時間に余裕があり、その時間を奉仕活動にさいしていただけの方をお願いしたいなあと考えております。

林塾長： それには職場の理解も必要ですね。

調子先生： はい。保護司さんは、保護観察を受けている人のプライバシーを守ることも非常に大切です。そういった点もご理解していただいた上で、保護司さんになっていただくことになろうかと思います。

林塾長： 調子先生、下妻先生、今日は貴重なお話をありがとうございました。